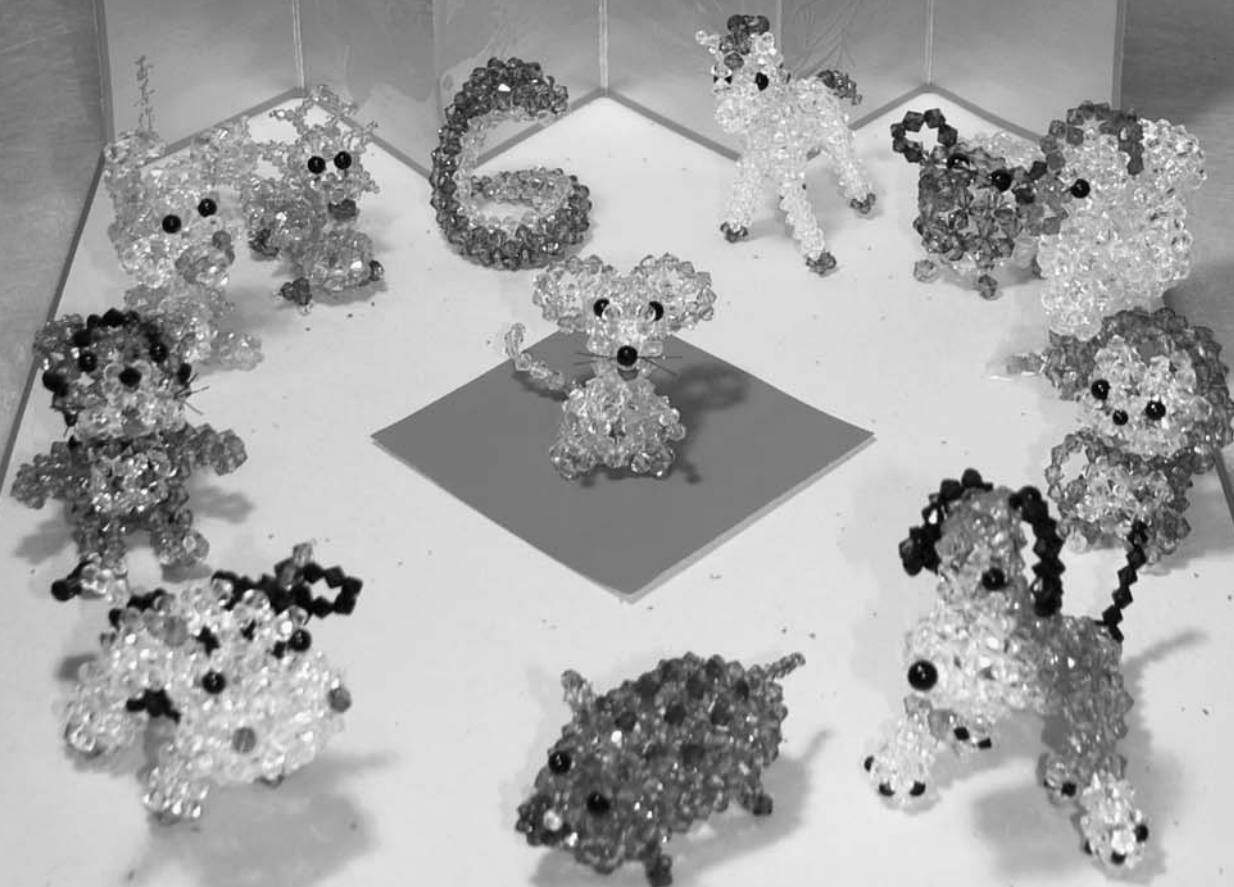


せたな

新年のごあいさつ
せたな町総合計画案
メタボを防ぐ食事のポイント



平成20年 新年のごあいさつ

更なる行財政改革と 町づくりの全力を尽くします

けたものとして、道からも一定の評価を頂いています。

昨年を振り返ってみますと水稲は、7月の大事な時期の異常低温と日照不足により作況指数68という大凶作、畜産も輸入穀物の値上りや海上輸送コストのアップによる飼料価格の高騰など農家経営は大きな打撃を受けました。このようなリスクを回避するために取り組んだ高収益新規作物の花弁やブロッコリーは収益面においても期待通りの成果を上げ、栽培農家が拡大傾向にあることから基盤整備、自給飼料の確保などと共に経営基盤の強化を目指して参ります。

を上回る結果となっており、これからもナマコの増殖、ウニの移植、アワビの養殖に引き続き取り組み、漁家経営の安定と水産振興に努めて参ります。

商工業は、依然として消費低迷の状況にありますが、中でも近隣町での大型店舗の進出などで消費動向に変化が見られることから、魅力ある商店街づくりを進め集客力の向上に向けた商工会の取り組みに期待をしております。

建設業は、国道の公共事業費の削減により厳しい状況が続いていることから、限られた財源の中ではありますが、最大限計画的に事業の発注をして参ります。また、道道・国道の整備、高潮・地滑り対策、河川の改修など要望し、公共事業の確保に努力して参ります。

主要魚種であるイカ・サケ共に前年を大きく下回る水揚げ高となりました。特にイカは燃油の値上の影響をまともに受け、大変憂慮している所であり漁協などと協議しながら、しっかりと対応をして参りたいと考えています。ナマコ・ウニは昨年

新春を迎えて

せたな町長

高橋 貞光

新年明けましておめでとうございます。町民の皆様には希望に満ちた新春を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。また日頃、町政全般にわたり暖かいご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

昨年は、「自治体財政健全化法」の施行、そして道からは「自治体病院等広域化・連携構想素案」、続いて総務省から「公立病院改革ガイドライン」が示されました。地方自治を取り巻く環境は益々厳しくなっている状況にあります。

しかしせたな町にあつては、これらに先立ち平成十八年度より「財政非常事態宣言」をし、自治体経営を現実的な視点から財政規模に見合った財政運営へ

の転換を目指し、健全財政を取り戻すための、様々な改革を既にスタートしています。取り組みの成果としては、十九年度末で借金残高において十五億円、職員についても四十名余り合併時と比べ削減が見込まれます。

また、医療改革についても「せたな町医療等対策審議会」で様々な角度から議論・検討の上答申を受け、十九年四月より一病院二診療所体制をとり、運営の効率化を図るとともに、新たに眼科や整形外科の委託診療など医療機能を充実させ、将来的にも継続して安定した医療サービスを提供できる体制の構築を図りました。本町の公的医療機関の再編は、こうした一連の国・道の構想に一步先駆



ます。

また高齢者等に対しましても健康づくりや除雪サービスをはじめとする保健・福祉施策の充実を図っているところですが、今回原油高による灯油価格高騰を受け、低所得者を対象に灯油購入代金を助成する「福祉灯油」を実施し、この寒い冬を暖かく過して頂くための緊急対策をすることといたしました。

ライフライン関係では、大成区の水道施設の老朽化が著しいことから、昨年度宮野地区小川において水源調査を行い、今年度は国の認可を受けるための所定の手続きを行い、事業着手に向けた作業を進めて参ります。

また下水道につきましても区域の拡大を進めていますが、接続率が依然として低い状況にあり、会計悪化の要因ともなっていることから、是非区域内住民の皆さんには下水道の接続をお願い申し上げます。

昨年十一月二十六日、総合計画策定審議会の佐藤佑二会長より新せたな町のこれからの町づくりの指針となります「せたな町総合計画案」の答申を頂きました。この中の基本理念・基本目標のもと取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、職員一丸となって旧町からの課題の解決と新町としての町づくりについて、全力を尽くして参りますので、

変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

新しい年が町民皆様にとりまして良い年でありますよう心からご祈念申し上げます、年頭のご挨拶といたします。



新年にあたって

せたな町教育長 久保 一

謹んで新春のお慶びを申し上げます。皆様には日ごろから、本町教育の振興に多大なご支援、ご理解を賜っておりますことに對しまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

昨年度を振り返りますと、戦後60年を経た教育基本法が改正され、教育再生の新たな一歩が踏み出され、学校教育法の改正、「ゆとり教育」の見直しを主眼とした新学習指導要領の制定など大きく変動しようとしていました。

本町教育について顧みますと、ふるさとの未来を創る新しいせたなの教育の構築を目指し、学校教育では、次代を担う児童・生徒に心豊かな心とたくましく生きる力を育てることを重点目標として、各学校が特色ある教育活動を展開し、児童・生徒が楽しく、生き生きと学ぶという学校づくりを要請してまいりました。

また、いじめ・不登校、児童虐待、自殺や殺人など子どもと人権に関わる痛ましい事件が後を絶たない現代社会にあつて、せたな町いじめ・不登校等問題対策協議会を設立し、関連情報の共有と関係機関のネット

ワークを確立して、防止対策に努めてまいりました。

このような中、本年は北檜山小学校の体育館を新築し、次年度以降グラウンドの造成と外構工事へと進めてまいります。また、教育条件整備につきましては、特に、児童・生徒が安心して安全に生活できる環境づくりのため学校、保護者、関係機関との連携に一層努めてまいります。

社会教育の分野においては、合併後、文化・体育団体等が統合され、予算削減と関連事業の見直しの中、各団体等関係各位のご理解、ご支援を頂きながら、子どもから大人まで幅広く参加できる事業内容の工夫に努め、活力と創造に満ちたせたな町生涯学習の推進・充実を図ってまいります。

町民の皆様におかれましては、旧来に増しますご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様にとりまして幸多い一年となりますよう心よりご祈念申し上げます、年頭のご挨拶といたします。

総合計画策定審議会答申

せたな町 総合計画案

平成20年度から平成29年度まで10か年の「せたな町総合計画案」が、11月26日開催の第3回総合計画策定審議会において決定し、佐藤佑二審議会会長から町長に答申されました。

審議会は、平成18年5月に町長からの諮問を受け、以後、計画策定に向け住民懇談会やアンケート調査などの事前調査を通じ、町民皆さんからのご意見等を聞きながら、分野ごと3つの専門部会に分かれ、それぞれの仕事の現状や課題、将来展望などについて検討を重ね、新町「せたな町」のまちづくりの指針となります「せたな町総合計画案」をまとめましたので、その概要をお知らせします。



将来

みんなの笑顔と
力で創ろう

像

共生・協働

- ・町民の一体感が最も大切です。
- ・自然との共生、人と人とのふれあい、町民と行政が互いに助け合う「共生・協働」のまちづくり。

未来の「せたな」。

安心

- ・安心して笑顔で暮らせることが大切です。
- ・健康面や老後、子育てや教育、防災、近所づきあい、食、経済的な安定など、すべての生活の中で、心配ごとがなく、いつも笑顔が絶えない「安心」のまちづくり。

せたな力

- ・地域の特色をせたな町の力として発揮することが大切です。
- ・地の力や人々の力、輪の力など、せたな町が持つすべての資源を活かし、連携して、地域の総合力「せたな力」を高めるまちづくり。

■3つのキーワードで まちづくり

せたな町は、平成17年9月1日、旧北檜山町・旧瀬棚町・旧大成町が合併し誕生した新しいまちです。それぞれの地域の歴史と伝統に培われた豊かな文化や自然、特色のある地域資源を新しいまちづくりの土台にし、それらを結びつけながら、新しい町「せたな」を創り育てていくことが大切です。

そのためには、地域の特色や資源を最大限に活かし、町民と行政が共に力を合わせ、安心して住み続けることができるまちづくりを進めることが必要であり、その目指すべき考え方として、せたな町が今、最も大事にしにければならない「共生・協働」、「安心」、「せたな力」をまちづくりの基本理念としました。

そして、せたな町が目指す将来像は、3つの基本理念を柱に、「安心して笑顔で暮らせるまち」「ゆとりと豊かさを実感できるまち」「活力と魅力にあふれるまち」を願い、「みんなの笑顔と力で創ろう、未来の「せたな」。」としました。

1 健やかに暮らせる福祉のまち

・安心できる保健・医療・福祉の体制づくりと、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりに努めます。

[保健、医療の充実／地域福祉の推進／子育て支援の推進／高齢者施策の推進／障害者施策の推進／社会保障の充実]

2 活力に満ちた産業のまち

・地域資源を活用し、地域に根ざした産業の育成と各産業間や地域教育活動との連携を図り、地域経済の活性化と時代にあった産業振興に努めます。

[農林業の推進／水産業の推進／商工業の推進／観光の推進／雇用、勤労者対策の推進]

3 自然と共生する安全なまち

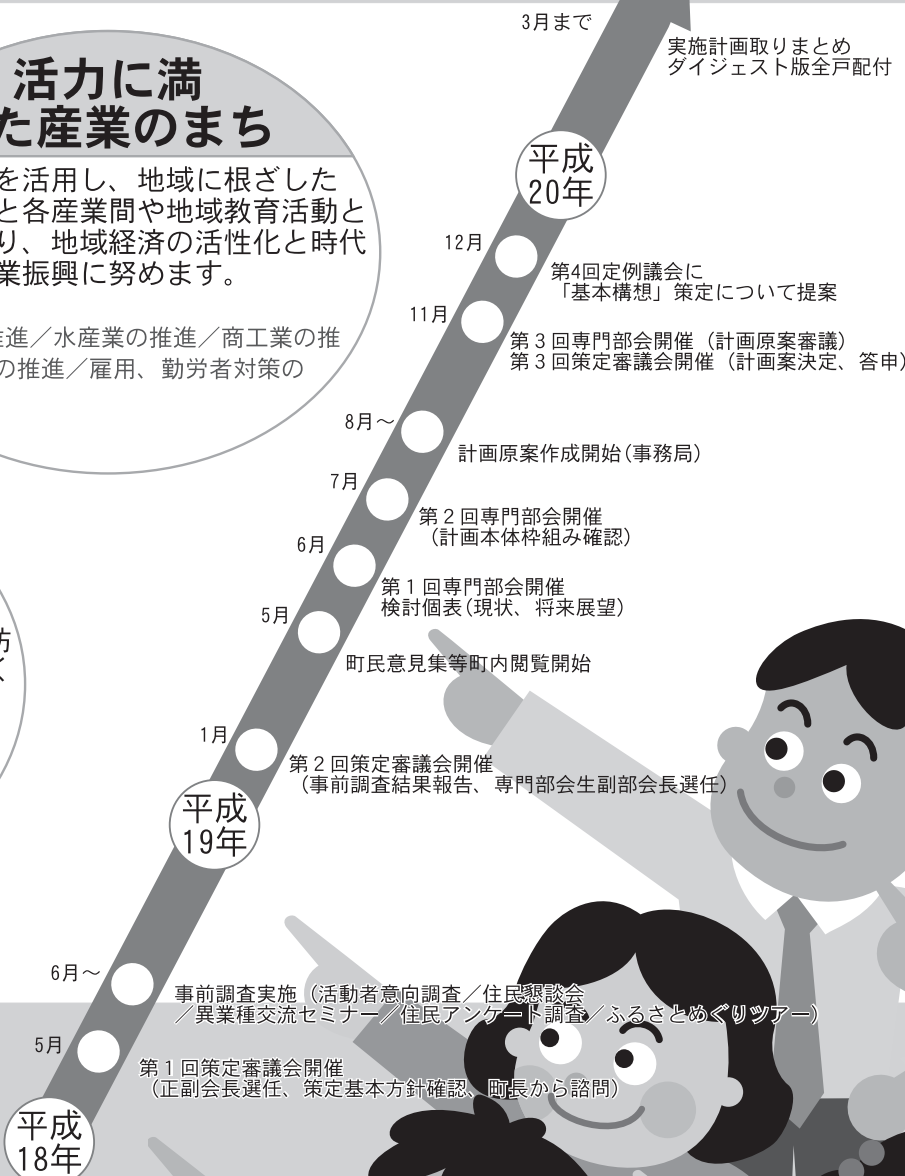
・町民一人ひとりが安全で安心して暮らせるまちづくりのため、環境保全や防犯・交通安全対策、災害に強いまちづくりに努めます。

[環境、景観の保全と創造／公園、緑地、水辺の整備／上下水道の整備／環境衛生対策の推進／消防、防災体制の充実／交通安全、防犯、消費者対策の充実／地域自然エネルギーの活用]

■総合計画とは？

行政運営の基本となる法律「地方自治法」の第2条第4項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とあります。

総合計画は、この法律に基づき策定されるものです。計画の構成は、町の現状や課題をまとめた「総論」、町づくりの基本理念や将来像を示す「基本構想」、各施策の取り組み方を示す「基本計画」、具体的に実施する事業を示す「実施計画」で構成されています。このうち、「基本構想」の策定について、12月の定例議会に提案いたしました。



■主なまちづくりの課題

①快適・安全・安心な定住環境の整備

道路整備や生活環境など定住環境の整備が必要です。

②健康で安心して暮らせるまちづくり

保健、医療、福祉、子育て環境の充実が必要です。

③地域資源の活用と融合による産業づくり

新たな発想による地域産業の活性化が必要です。

④多様な交流ネットワークの形成

地域の魅力を生かした交流が必要です。

⑤地域一体感の醸成と町民活動の促進

町民相互の交流と一体感が必要です。

⑥新しいまちづくりの仕組みづくり

町民と行政が共に進めることが必要です。



■総合計画策定審議会委員

住所	氏名	備考
北檜山区	江上 恭司	福祉文教
	三上 博則	産業経済
	佐藤 佑二	生活環境
	石川 文枝	生活環境
	佐久間 治男	生活環境
	佐々木 秀雄	福祉文教
	千葉 憲之	福祉文教
	加藤 始	産業経済
	正木 孝義	産業経済
瀬棚区	内田 尊之	産業経済
	熊野 主税	生活環境
	工藤 芳江	福祉文教
	三宮 武	生活環境
	武山 正悦	生活環境
	関田 禮子	福祉文教
	桂田 富次	福祉文教
	弦巻 淳	福祉文教
	二本柳 均	産業経済
大成区	斉藤 誠	産業経済
	稲船 国晃	産業経済
	奥村 喜美男	産業経済
	福田 東洋司	生活環境
	稲船 弘	生活環境
	濱口 幸登	生活環境
	田中 基己	福祉文教
	羽二生みつ子	福祉文教
	亀井 久子	福祉文教
檜山支庁	佐藤 昌	産業経済
	光銭 浩	産業経済
	菅原 克博	生活環境

(敬称略・答申時)

6 みんなでつくるまち

・町民ニーズの多様化に対応できる効率的かつ効果的な行財政運営と地域間交流を推進し、町民と行政による協働のまちづくりに努めます。

[新時代のコミュニティ形成／人権尊重のまちづくりの推進／男女共同参画社会の形成／協働のまちづくりの推進／地域間交流の推進／自立した自治体経営の確立]

5 豊かな人間性と文化を育むまち

・地域の特色を生かした教育を推進し、学校・家庭・地域が一体となって次代を担う創造力と豊かな心を持つ人材の育成と、生涯学習、文化、スポーツにふれあうまちづくりに努めます。

[生涯学習の推進／学校教育の充実／青少年の健全育成／芸術、文化の振興／スポーツの振興／国際交流の充実]



「せたな町総合計画案」全文については、せたな町公式ホームページでご覧頂けます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

6 つ基本

4 多様な交流を生むにぎわいのある快適なまち

・地域の特色を生かした土地利用や快適な住環境、交通基盤の充実、水産基盤の整備、情報化社会に対応したまちづくりに努めます。

[調和のとれた土地利用の推進／市街地の整備／住宅対策の推進／道路網の整備／公共交通機関の充実／港湾、漁港の整備／情報ネットワークの充実]



■みんなの笑顔と力で創ろう、未来の「せたな」。

新町「せたな町」の今後10年間のまちづくりを進めるための指針となります「せたな町総合計画案」がまとまりました。新しい町「せたな町」のまちづくりは、まさにこれからです。せたな町は今、大変厳しい状況の中にありますが、一歩ずつの積み重ねが大切です。その積み重ねが、せたな町としての新しい歴史を築いていきます。そのためには、今をしっかりと見つめながら、頑丈な土台を作らなければなりません。その土台の上に、安心して暮らせる家を建てるのが大事です。みんなの笑顔と力で、未来のせたな町を創りましょう。

◆◆区長の再任◆◆

区長の任期満了に伴い、それぞれ現職の区長が町長より再任されましたので、お知らせします。
(任期は2年間です)

◎北檜山区長 道高 勉さん(副町長)

◎瀬棚区長 小林 義悦さん(瀬棚総合支所長)

◎大成区長 越野 邦夫さん(大成総合支所長)

合併特例区協議会委員

地区	氏名	備考
北檜山区	1 前側 進	せたな商工会理事
	2 清水 哲朗	北檜山区町内会連絡協議会会長
	3 加藤 始	北檜山町農業協同組合常務理事
	4 近藤 宏平	新函館農業協同組合せたな地区運営委員長
	5 千葉 憲之	せたな町PTA連合会監事
	6 松田ウメ子	せたな町社会福祉委員・民生委員
	7 残間 正	元北檜山町農業協同組合
	8 篠田 智美	お米作り隊代表
	9 櫻庭 博	旧北檜山町役場職員
瀬棚区	1 武山 正悦	新函館農業協同組合せたな地区副運営委員長
	2 斉藤 誠	ひやま漁業協同組合代表理事副組合長
	3 神田 光彦	せたな商工会副会長
	4 新保 静夫	瀬棚区町内会連合会会長
	5 畑野 英行	島歌小学校PTA会長
	6 弦巻 淳	無職
	7 浜高 富夫	漁業
	8 岩田 勇	瀬棚郵便局長
	9 二本柳 均	無職
大成区	1 朝倉 満	せたな商工会副会長
	2 大野 光弘	ひやま漁協大成支所理事
	3 福田東洋司	大成区町内会連合会会長
	4 梶田 昌好	農業
	5 光銭 浩	せたな町PTA連合会会長
	6 濱口 幸登	無職
	7 佐野 敏一	せたな町社会福祉委員協議会委員
	8 中村富美子	主婦
	9 山崎 光和	自営理容師
	10 石原 広務	自営クリーニング業

せたな町合併特例区

合併特例区は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき地域自治組織として旧町単位で設置するものです。(設置期間は、平成22年3月31日まで)

合併特例区協議会委員の任期満了に伴い、10月25日～11月8日まで一般公募していた委員を含む28名が決定し、11月19日町長から委嘱状が交付されました。(任期は2年間です)



合併特例区協議会会長・副会長

	会長	副会長
北檜山区	清水 哲朗	松田ウメ子
瀬棚区	武山 正悦	神田 光彦
大成区	福田東洋司	朝倉 満

11月19日(月)、各区域で合併特例区協議会が開催され、会長・副会長を決めたほか、規則の改正や補正予算などが同意されました。

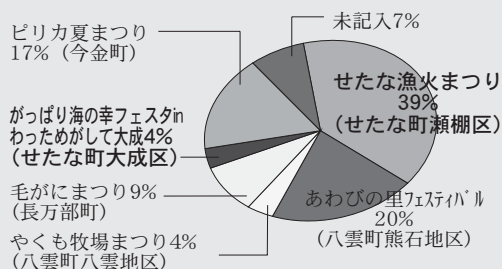
協議事項

(1) 会長・副会長の互選について
(2) 報告事案
郵政民営化関連法律の改正に伴う要領の一部を改正する訓令について
(3) 同意事案
平成19年度区補正予算について

町長の給与等に関する規則について

ユーラップ山麓イベントスタンプラリー 当選者発表!!

★イベント人気投票結果



イベント人気投票
2年連続第1位
せたな漁火まつり

★当選者(応募総数62通) ●せたな町/河田美代子、斉藤裕子、尾野敏史、斉藤功、佐鯉清、能戸遥平、林和子、斉藤綺世、都義浩、中居二郎 ●今金町/佐渡一宏、渡部とき子、奥井忠男 ●八雲町/伊藤時夫、久保佐和子、前田幸範、勇内山美姫、伊藤真美子 ●函館市/畠山奉治、加賀淳子 ●札幌市/高崎エミ子、尾野真一 ●恵庭市/大日方貞子 ●伊達市/高柳奈美 ●登別市/三原正子、千葉真也、山田アサミ ●松前町/奥井真吾 (以上28名)

■コリドール交流ネットワーク推進協議会

ユーラップ山麓を囲むせたな町、八雲町、長万部町、今金町という4つの町がそれぞれの特性を活かし、地域の活性化に共同で取り組むための組織

「環境犯罪」です

ゴミの不法投棄は



「クリーンアップせたな」の推進にご協力を

公共の河川や道路はもとより、他人の山林や田畑などへ廃棄物を投棄することは、法律で禁止され処罰されます。

町では、クリーンな環境づくりに関する条例に基づき、町民等の安全で快適な生活づくりの確保と不法投棄等の未然防止に努めております。

町民一人一人が環境に対する意識とルールを守り「クリーンアップせたな」の推進に努めましょう。

●罰則規定

「不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処す。」

●投棄禁止

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

※ご質問・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

問い合わせ先

町民児童課環境衛生係
☎0137-84-5111
瀬棚総合支所総務税務課
環境衛生係
☎0137-87-3311
大成総合支所町民福祉課
環境衛生係
☎01398-4-5511

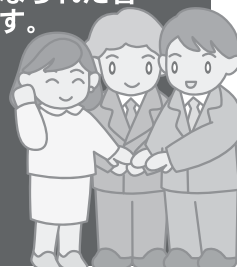
担当区域	氏 名 (住所)
新町	吉成 光雄 (豊岡)
緑町	大嶋 雪子 (北檜山)
寿町・長湊	鈴木 陽子 (北檜山)
徳島・松岡	平野よし子 (徳島)
豊岡・兜野	本井 重子 (兜野)
丹羽	坂田 房江 (丹羽)
西丹羽	長沼 敏文 (西丹羽)
東丹羽・小倉山	江口 君夫 (東丹羽)
若松市街	松田ウメ子 (若松)
二俣・上若松・小川	近藤 芳美 (二俣)
富里・濁川	渡部 豊樹 (富里)
太櫓・共和	村田 伶子 (太櫓)
元町	石川 文枝 (北檜山)
寿町	寺本 孝 (北檜山)
本町・中央町	山本 剛章 (北檜山)
愛知	大口 桂治 (愛知)
下若松・栄	加藤 幸男 (若松)
新成	太田 恵子 (新成)
北檜山区全域	古川 吟子 (北檜山)
北檜山区全域	鶴間真智子 (北檜山)
太田	佐藤 勉 (太田)
富磯	鍵井きみ子 (富磯)
上浦	福島正四郎 (上浦)
都	羽二生延行 (都)
都	石原 廣純 (都)
本陣	山崎 光和 (本陣)
西部	光銭 昌弘 (久遠)
久遠	稲船加代子 (久遠)
花歌	西澤 トヨ (花歌)
宮野	渡邊 貞一 (宮野)
平浜・貝取澗	門間 智明 (平浜)
長磯	越前登志子 (長磯)
大成区全域	佐野 敏一 (都)
大成区全域	横田 美代 (久遠)

(任期／平成19年12月1日～平成22年11月30日)

民生委員 児童委員 を紹介します

12月1日の改選で、新しく民生委員・児童委員になられた皆さんをご紹介します。

日常生活の中で、困ったことなど、さまざまな相談に応じます。秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。



◆民生委員・児童委員とは／地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、無報酬で地域の人々の福祉向上のために活動するボランティアです。

担当区域	氏 名 (住所)
北島歌1,2区	中村 満雄 (北島歌)
島歌1,2,3区	新保 静夫 (島歌)
元浦1,2,3,4区	能代 恵子 (元浦)
三本杉	綿谷 信一 (三本杉)
本町1,2区	福井富志子 (本町1区)
本町4区	尾形 洋子 (本町4区)
本町3,5区	中野 茂 (本町5区)
本町6区	竹 和子 (本町6区)
本町7区	天満フジ子 (本町7区)
本町8区	鶴入 泰宏 (本町8区)
本町9,10区	二階堂ひな子 (本町9区)
東大里1,3区・西大里	高橋 利治 (西大里)
東大里2区・共和・南川	佐藤 孝次 (共和)
瀬棚区全域	中谷 洋子 (本町7区)
瀬棚区全域	安藤 洋子 (西大里)

ご存知ですか？ 裁判員制度

函館地方検察庁では、職員を派遣して、裁判員制度についての説明会を開催しています。町内会、職場研修などの機会に、詳しい話を聞いてみてはいかがでしょうか。

Q.裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどんなこと？

A. 裁判員(裁判員であった人も含む。)は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。また、裁判員の仕事をする上で知った事件と関係ない個人のプライバシーなどの秘密も守らなければなりません。これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

裁判員の守秘義務<罰則>

	現裁判員	元裁判員
評議の秘密	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金 (伊達市等6市町村の場合) 6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金 (伊達市等6市町村以外の場合) 50万円以下の罰金
その他の職務上知った秘密	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金

■問い合わせ先/函館地方検察庁企画調査課[担当/塚田] ☎0138-41-1234